

令和3年9月定例会

教育民生委員会会議録

9月17日（金）

防 府 市 議 会

令和3年第4回 教育民生委員会会議録

○日 時 令和3年9月17日（金） 午前9時59分

○場 所 議会棟3階 全員協議会室

○付議事件（なし）

○その他 閉会中の継続調査について

○出席委員（9名）

教育民生委員長	藤 村	こずえ
教育民生副委員長	吉 村	祐太郎
教育民生委員	上 田	和 夫
〃	牛 見	航
〃	河 杉	憲 二
〃	久 保	潤 爾
〃	田 中	健 次
〃	村 木	正 弘
〃	和 田	敏 明

○欠席委員（なし）

○委員外議員（8名）

青 木	明 夫
石 田	卓 成
宇多村	史 郎
梅 本	洋 平
河 村	孝
清 水	力 志
高 砂	朋 子
田 中	敏 靖

○説明のため出席した者（11名）

教育長	江 山	稔
-----	-----	---

教育部長	杉	江	純	一
教育部次長	石	丸	典	子
教育総務課長	尾	中	克	則
学校教育課長	山	本	純	也
学校教育課主幹	藤	井		学
学校教育課主幹	片	山	裕	美
生涯学習課長	鱈	石		智
健康福祉部長	藤	井		隆
健康福祉部次長	永	松		勉
障害福祉課長	岡	田	由	紀恵

○出席書記

中 井 敏 貴

午前9時59分 開会

○藤村委員長 おはようございます。少し時間には早いのですが、おそろいなので、ただいまから教育民生委員会を開催いたします。

さきの本会議におきまして、教育民生委員会に付託となりました案件はございませんが、付託案件以外の質問通告書が和田委員及び田中委員から提出されておりますので、順次質問をしていただきます。

なお、発言は挙手の上、マイクを持ってお願いいたします。

初めに、和田委員、質問をお願いいたします。

○和田委員 成人式関連で、2項目について質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルスの影響で延期された成人式が本年5月に一部の成人式の対象者と来賓等により、オンラインでの、ライブ配信での成人式が開催されました。この成人式の開催については、成人対象者はもちろん保護者や理美容業、あるいは着つけに携わる方々から様々な御意見があったかと思えます。

特に、開催や変更時期の問題や新型コロナウイルス感染防止対策は本当に行き届いていたのか、疑問がありました。このような状況下、成人式について、議会のほうも1回も協議の場を求めなかったことは反省するところであります。

そのことも踏まえて、まず1点目に2022年1月に開催予定の成人式の対象者や理美容業あるいは貸衣装店の方々からも、このたびの成人式はどうなるのか早く決めてほしい、突然中止や延期と言われても困るなどの声が上がっております。早め早めの対応が求めら

れるところであります。

そこでお尋ねいたします。成人式開催の可否について、いつ頃決定されるのかということと、またその周知方法について。それと開催の場合の感染防止対策及び県外対象者の受入れについて。それと、最後に関連業者との調整についてお伺いいたします。

○鰐石生涯学習課長 それでは、和田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、成人式の開催に伴う今後の対応についてでございます。

今年度の成人式は、令和4年1月9日、日曜日に開催する予定でございます。開催の可否につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、国、県における移動自粛要請状況や市内の感染状況並びに医師会や美容組合等の関係者の御意見をお聞きしながら、開催一月前、12月10日金曜日をめどに総合的に判断してまいります。

続きまして、周知方法でございますが、変更、中止も含め開催につきましては、対象となります新成人の方へ郵送で御案内をするとともに、市広報や市のホームページでお知らせをいたしたいと思っております。

続きまして、開催の場合の感染症防止対策及び県外対象者の受入れについてでございますが、開催に当たっての対策といたしましては、2部制での開催、式典の時間短縮、座席の間隔を空ける等、また式典に参加する方にはマスクの着用、手指消毒の徹底、受付時の検温等に加えまして、事前の健康チェックシートによる体調管理、参加2週間前からの感染リスクの高い行動は避ける、接触確認アプリココアのダウンロード、ワクチン接種等の注意喚起を行っていく予定でございます。県外在住の方につきましては、お住まいの自治体の感染防止対策ガイドラインに沿って行動していただくように考えております。

続きまして、関連業者との調整についてでございますが、先ほども申しましたけれども、美容組合や着物レンタル店の代表者の方々等の御意見もお聞きしながら、開催の可否、変更等を判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○和田委員 これ成人式の開催1か月前、これのちょっとそういった判断基準というか、そういったのを教えていただけますか。例えばもうちょっと早くならないのかとか、ちょっと気になることもあります。

○鰐石生涯学習課長 お答えいたします。

できるだけ成人式、感染状況を踏まえながら判断をさせていただきたいと思っておりますので、できるだけ開催を前提にさせていただきますので、一月前であれば理美容組合さん等もそんなに支障はないと思っておりますので、一月前というふうに考えております。

○和田委員 これ私が聞いている範囲のことなので、一応参考程度に聞いてもらえばいい

んですが、開催でも開催できなくても、それはもうどちらでもしょうがないというのが対象者の多くの見解です。これはあくまでも私が聞いた範囲の中です。ただ、やっぱり早く出してくれないと、どうしていいかわからないという声が多いので、できるだけ早い判断をこれは要望しておきます。

それと、本年5月の成人式もそうなんですけど、ちょっと関連業者との調整とか周知がなかなかちょっと行き届いていなかったんじゃないかなと。開催をオンラインにするからそこでもう行政としての役割は終わりなんだじゃなくて、結局その着つけであったり理美容の方々は、県外から帰って来られてコロナの恐れがある中、そこを対応しなきゃいけないというような実態があったそうですが、行政とは調整したんですかとちょっと伺って見ましたが、そういうことは一切ありませんということでした。しかし、以前質問したときには関連業者としっかり調整していくというお答をいただいていたので、もうやめたからそれで終わりというのは少しちょっとやり方としては雑かなと思っていますが、ちょっとその辺について今後の対応をお願いします。

○鰐石生涯学習課長 先ほども申しましたけれども、美容組合や着物レンタル店の代表者の方々との御意見をお聞きしながら、開催の可否等も判断をさせていただきたいと思っています。

○和田委員 先ほど、1か月前だったら大丈夫なようなことを言われていましたが、その辺も組合があると思いますので、代表者の方としっかりと早め早めにちょっと調整をしていただきますようよろしくお願いします。

本年の成人式はもうメイクのほうはこらえてもらったというところが多かったみたいで、直接こう唾液に触れたりするようで、髪はやるけどそっちはこらえてくれというような声も多かったみたいです。

この項の質問に対しては、以上です。

ほかの方があれば。

○久保委員 1点だけなんですけど、今年オンラインで開催したわけなんですけど、来年度、状況によってはオンライン開催も考えておられるのかどうかだけ教えてください。

○鰐石生涯学習課長 令和2年度につきましては、実際こちらの防府のほうに来られない方と地元の方でも出席ができないということで、急遽オンラインで開催をさせていただきましたけれども、このまま順調に開催をできるということであれば、オンラインは今のところ考えてはおりません。

○久保委員 ですから、順調に開催できなさそうになったときにオンラインを考えるとかということなんですけど。

○鰐石生涯学習課長 そうですね。できないということになれば、そういったことも考えていかないといけないかと思っております。

○村木委員 ワクチン証明書とか陰性証明書とかそういうのが必要になってくる感じですか。

○鰐石生涯学習課長 これについては、今から国の動向等もあるかと思えますけれども、そういったことを求めることがいいということであれば、そういったことも考えていかないといけないことがあるかも分かりません。

○杉江教育部長 ワクチン接種は、これはなるべくして安全な状態で出席してくださいということで、今後、国でワクチン接種をイベント等でもう前提条件にしないでというようなことになれば考えないといけませんけども、現在のところワクチン自体も強制ではありませんし、イベントの出席自体、自治体とかで行う場合は、それは求められていませんので、現時点ではあくまでもワクチンは積極的に打って、安全な状態で来てくださいということでの状態でございます。

○牛見委員 すみません、関連で。

ワクチン接種に関しては、もともと希望者に関して打っていくということで、私自身もいろいろ、今、全国の議員とネットワークをつくって、今、もう毎日何十通というワクチンに関してのやり取りをしておりますが、子どもさんに対してワクチン接種をすることで、ワクチン接種のほう被害が多いという事例も出ておりますよね。それに関して、未成年の方にそういったことをできるだけ接種して来いというような、どういった表現になるか分かりませんが、そういった積極的な表現は、ぜひ控えていただきたいというのは強く要望しておきます。

○藤村委員長 要望でいいですか。はい。

○吉村委員 先ほど、ウェブ開催する場合と対面でやる場合はウェブ開催しないと言われたんですが、動画の配信について、もし来れない方にできるだけ対応するということがないのでしょうか。

○杉江教育部長 ユーチューブ等で動画配信ということで、今年させていただきました。

もう方法等もきちんとできるということは分かりましたので、できないことはないんですけども、なるべく来ていただきたいというのはございます。ただ、こういったコロナの感染状況もございますので、当然やっぱり来られない方もいらっしゃると思います。実行委員会の中で話して決めていきたいと思っております。現地では、ちょっとなるべく来ていただきたいというほうの思いが強いかなということでございます。

○吉村委員 他県の医療従事の方とか、中にはおられると思っておりますので、行きたくても行

けない方のためにしっかりと今後対応していただきたいことを要望しておきます。

○藤村委員長 よろしいですか。はい。では、和田委員。

○和田委員 オンライン開催の場合、この5月のときはちょっと来賓のほうが多いということで、そこに凄く違和感を感じられていた方もたくさんおられましたので、やっぱり市長は行って挨拶されることは大事かと思います。また教育長も。ただ、その他の来賓については、御遠慮いただいてもいいんじゃないかというふうに思います。それ要望しておきます。

それと、先ほど県外、他市の状況もということで注視しながらということでしょうが、そのことも大事なんですけど、この5月に開催された成人式もそうなんですよね。結局、他市がそうだからそうするというような形で、5月にしていましたよね。私、随分このことについては苦言を呈してきました。多分、このやり取りは皆さん多分知らないと思いますが、11月改選が終わってから、ずっと執行部と成人式についてやり取りする中で、ことごとくちょっと私の言う方向とは反対の方向に行った結果、他市に併せるからというふうに、こういう形になっておりますが、注視することはもちろん大切ですが、やっぱり市民の生命を守るということで、防府市独自でしっかりと安全対策を講じていただきますようよろしくお願いします。

この項については、以上です。

○藤村委員長 どうぞ、続けて。

○和田委員 じゃあ、次に2項目めですが、成年年齢引き下げへの対応についてということで、2018年6月に民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立したことにより、改正法は2022年4月1日から施行されます。これに伴い、本市の成人式への影響が心配されるところでございます。

そこで、2023年1月からの成人式の対応について、お尋ねいたします。

○鰐石生涯学習課長 2点目の成年年齢引下げへの対応についてのお尋ねでございます。

成人式につきましては、成年年齢となります18歳を対象とした場合、多くの方が受験や就職活動等、進路選択にかかわる重要な時期と重なり、時間的、経済的な負担も大きいと思われれます。

また、進学や就職で防府市を離れた方にも式典に出席し、友人や地域等のつながりを再確認していただきたいと思っておりますので、これまでどおり二十歳を対象に、仮称でございますけど二十歳を祝う会を実施する予定でございます。

○和田委員 分かりました。ちょっと安心しました。

成年年齢引下げになって、最近、子どもたちはユーチューブ等で情報を入手することが

多いので、よそのやつを見て私らもみたいなのがあってはならないので、その辺の周知のほうもしっかりと徹底していただきますようよろしく願いして終わります。

○藤村委員長 関連質問はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○藤村委員長 では、続きまして田中委員。教育部に関する質問をまずお願いします。

○田中（健）委員 最初に、教育大綱についてお伺いいたします。

教育大綱が防府市で制定されたということ、私は初日の本会議での教育長の再任の御挨拶の中で教育大綱ということを知り、あれと思ったわけであり、それでちょっと改めて調べたことに関してお尋ねいたします。

ちょっと傍聴の方には申し訳ないですが、資料が足りなくて、また後、お届けしたいと思います。

私、配りました資料の1枚目で、平成30年度防府市総合教育会議会議資料というものがあって、それに経緯が書いてありますが、防府市教育大綱はこれまでは教育振興基本計画とスポーツ推進計画をもって大綱に代えるという形で、平成27年当時にスタートしたときにそういう形で、そして平成30年度、これは市長と教育長が新しく両方とも代わられた後の総合教育会議ですが、そのときの会議録は示しておりませんがそのときのこれ資料で、引き続いて計画の途中ということでもあったからでしょうが、このときも引き続いて2つの計画で教育大綱に代えてきたということではありますが、今回、昨年12月の総合教育会議で、この2つの計画ではなくて新たに教育大綱をつくられたということになります。新たに作成した経緯といいますか、それとそのどういうお考えでそれをされたのかということをお伺いしたいと思います。文部科学省の通知では、教育振興基本計画を策定している場合、その計画をもって大綱としても差し支えないというようなことが言われておるといことです。

質問の2つ目は、資料の2枚目というのか、3ページ目というのか、裏表で印刷しておりますので、右左に教育振興基本計画と教育大綱の概要というものが、この総合教育会議のときの参考資料の中で出ておりますのでそれを右左にしてありますが、教育振興基本計画は5つの柱で立てております。他方、教育大綱のほうは6つの柱ということで、参考までに私が関連があるものをそれぞれこう矢印というのか線で引っ張ってありますので、これはそう検討違いではないと思いますが、そうなりますと施策の柱の1、つながる・広がる・深まる『防府スタイル』の学びの推進という、これが教育振興基本計画の中にはあるんでしょうけれども、柱として出ていないというような形になろうと思います。この辺の違いについて、どういう形でこういう形にされたのかということをお説明願えればと思

ます。

それから、3つ目は、教育大綱ということであれば、これは市長と教育委員会が協議して策定するということでありますけれども、市長がもし代わって新たに教育大綱をつくった場合には、その教育大綱に従って教育振興基本計画も変えることが場合によったら必要だというようなことが、文部科学省のそういった文書には見えます。そういう意味でいけば、どちらが上位ということではないけれども、2つは関連性をもったかなり教育の基本的なものだろうと思います。

そういうものであれば、当然パブリックコメントをしたり、それから市議会への説明とか、あるいは事前の説明があればそのほうがいいわけですが、少なくとも事後の説明もこういうものをつくったというような説明もこれまで議会にはなかったし、私が文書ではなくて、口頭でこういうことをお尋ねすると言ったら、直ちにホームページに上げていただきましたけれども、それまでホームページにも上げていないような形でありました。この辺の公表といいますか、あるいは市民の意見聴取、こういったことでいくとこれはちょっと問題がある、これまでの対応じゃなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

以上の3点について、まずお尋ねいたしたいと思います。

○尾中教育総務課長 教育大綱につきましては、今、委員のほうから御紹介がございましたけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして策定をするものでございまして、これは平成26年の法改正により制度化がされて、平成27年から施行されておりますと。その中で、地方教育団体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を地方公共団体の長が、長と教育委員で構成される総合教育に諮って定めることとされております。

そして、地方公共団体におきまして、教育振興基本計画などの計画を定めている場合には、その地方公共団体の長が総合教育会議において、教育委員と協議、調整して、教育振興基本計画などの計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はないというふうにされております。

本市では、平成27年に開催をしました総合教育会議におきまして協議をした上で、防府市教育振興基本計画と、それから防府市スポーツ推進計画の2つの計画をもって教育大綱に代えることとし、令和2年までこういった状態が継続をしておったということがございます。

昨年度、防府市教育振興基本計画は終期を迎えまして見直す必要が生じました。そこで、教育大綱について検討しました結果、今回は防府市最上位計画でもございます第5次防府市総合計画や、あるいは教育振興基本計画、またスポーツ推進計画がスタートするこの機

会に防府市としてその教育行政の方針を明確にするため教育大綱を新たに定めることとしまして、昨年12月に開催をしました総合教育会議において協議し、策定をしたというところでございます。

2点目の御質問の施策の柱についてでございます。

教育大綱につきましては、その基本的な考え方については教育振興基本計画を踏まえまして、そしてその具体的な内容につきましては、これは防府市総合計画を再構築をするというふうな考え方で、このたび策定をいたしました。

総合計画では、第2章の2項目めに教育のまち日本一の学びづくりというふうな項を設けておりまして、その冒頭に将来のデジタル社会を見据えた教育というものを掲げております。教育大綱の対象期間でもございますこの5年間に、しっかりとそのデジタル教育を行うということをうたった上で、教育振興基本計画にもございますけれども、地域とのつながりだったりとか、そして充実した教育活動、安全・安心な教育環境づくり、生涯学習、そして文化財の保護・継承などを推進することとして、その結果、教育大綱については施策を6つの柱にまとめるというふうにしたものでございます。

それから、最後のパブリックコメント、それから市議会の説明についてでございます。

先ほど、御説明申し上げましたけれども、この教育大綱というのは総合計画の内容を再構築したというものとなっております。総合計画、それから教育振興基本計画、それからスポーツ推進計画につきましては、それぞれパブリックコメント、それから議会の説明を実施しておりますので、教育大綱につきましてはパブリックコメントとそれから説明については行わなかったというふうな考えでございます。

それから、最後のホームページにつきましては、これは事務上のミスと申しますか、大変申し訳なかったというふうに思っております。現在はホームページのほうにアップをしておるといふような状況でございます。

以上です。

○田中（健）委員 分かりました。

防府市は、かつては教育振興基本計画、それと要するに文化スポーツ課ということでそちらが市長部局のほうに行ったので、教育振興基本計画から外れた形ですから、スポーツ推進計画も前はひっくるめてつくっておったわけですが、スポーツ推進計画は別にして、教育振興基本計画をもって大綱に変えるというそういう立場がこれまでの立場でした。それが1つの在り方です。2つ目の在り方は教育振興基本計画とは別に今度新たにしように、大綱をつくるという立場ですね。それから各市の状況を見ましたら、実は県内ではちょっと全ての市を調べているわけじゃないんですが、教育大綱ということで山口県内を調

べたら、下関市、宇部市、柳井市は2つのものを1つの計画といいますか、片方が計画で片方が大綱なんです、2つのものを1つにしてつくっていると。だから表紙には教育大綱、それから教育振興基本計画というふうに表題が2つ重ねて2段になって出ておいて、誰がつくったというところは自治体の名前とそこの教育委員会の名前が2つ重ねて出ています。2つセットでつくっている自治体もかなり多くて、自治体で計画が多すぎると、いろいろ義務的につくらせるような計画が多すぎるということの中で、そういう方向も出てきておりますので、今後ぜひそういうことも一つ参考に頭の中に入れていただきたいということを、まずお願いしておきます。

それから、うちの場合には既存の計画を再構成するということで、ほかのものはパブリックコメントを受けているからパブリックコメントを受けないというようなことですが、ちょっとそこは疑義があるような気がしますけれども、これはそういう形でつくっていないからかもしれませんが、例えば光市はパブリックコメントを教育大綱ということでおります。

それから、柳井市は教育大綱・教育振興基本計画第2期（案）に対する意見の募集ということで、柳井市も2つをセットにして、これは当然、基本計画があるからということかもしれませんが、そういうことでいったらやっぱりこれはパブリックコメントをかけるべき筋のものじゃないかと思うんですが、ちょっとこの点について、もう一度御答弁お願いしたいと思います。

○尾中教育総務課長 答弁としては先ほど申し上げたとおりでございます、昨年度末の作成のときの判断といたしましては、総合計画等につきましてはパブリックコメント等実施をしておりましたので、教育大綱についてはパブリックコメントは行わなかったということでございます。

○田中（健）委員 分かりました。

今の答弁に不満は残りますが、押し問答してもしようがないので、そうであればそういう考え方を市議会、あるいはこの本委員会などにそういう執行部の考え方を述べて、これは簡略させていただきたいというような説明をせめてすべきではなかったかという点と、それから作成してから半年以上たって、3月の日付になっておったんですかね、4月初めですかね。いずれにしても昨年12月につくり、それから3月の教育委員会で確認したような形に、今、資料を見るとなっておりますが、教育長がたまたま御挨拶で言われたんで私もおやっと思ったんですが、そうでなければ私も執行部のホームページをそんなに端から端までいつもチェックしているわけじゃないので、分からないと。そういうことは、何か非常に議会と執行部との関係の意思疎通が図られていないような感じがいたします。

つくられたらつくられたで、きちっとそういう説明を早くしていただきたい、すべきではなかったかと思うんですが、いかがですか。

○尾中教育総務課長 今後の対応につきましては、内容については当然のことですけれども、手続的なことにつきましては、今後、遺漏のないように本日の御意見も踏まえまして、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○藤村委員長 ほかの委員の方で関連質問があればどうぞ。いいですか。

では、田中委員、次の質問をお願いします。

○田中（健）委員 ありがとうございます。

それでは、2つ目の小学校給食の民間委託についてであります。

過日、給食センターの調理業務委託の選定委員会、これを傍聴させていただきました。そうしましたら、その資料の中で、その資料はもう9月の初めに業者を募集するという事で市のホームページに出ておりますが、令和4年度からの業務委託の要求水準書、これを見ますと新たに向島小学校の給食を給食センターから配送するという計画になっております。向島小学校は、現在は直営で職員とそれから非正規職員の方で給食を作っておるわけですが、これは4月から変わるということになるということを知りました。

そういうふうになった経緯ですね。あるいはその考え方、それからこのほかに今後の民間委託を進めていくような考え方があるのかどうか、あればそれをちょっとお伺いしたいと思います。

○片山学校教育課主幹 御質問にお答えいたします。

向島小学校につきましては、現在も食数が30食程度でございます。そのために食材を購入する際に割高になる。そういった問題もありまして、学校単位での給食運営ということには、現在も苦勞しておるとい話も学校のほうからお聞きしました。それによりまして、今後も安定して給食を運営するために、食材を大量に購入するスケールメリットを生かすことができる学校給食センターで調理をしまして、学校への配送をするという方法に移行するというところでございます。

また、今後の民間委託につきましては、本市の小学校給食について、防府市民間委託等推進計画に基づきまして、正規に雇用している調理員の退職に併せて、調理業務等について順次民間委託しております。現在、直営で給食を実施している富海小学校、西浦小学校、大道小学校につきましては、今後、調理員の在職状況に併せまして、自校での調理業務の民間委託を進めてまいります。

以上でございます。

○田中（健）委員 その要求水準書の中身を見ますと、向島小学校分の食缶、食器、検査

用ランチジャーについては、保温バッグ等に入れ、11時10分までに所定の場所に配置するというふうになっております。給食が11時10分までに、11時10分といわず11時ぐらいにはもう出来上がってその中に詰めたり、そういう形で所定の場所に持って行くという形になるんだと思うんですが、それから食事をするという時間が、小学校でいくと12時半近くになるんだと思うんですが、そうなりますと、1時間半ぐらいになるんじゃないかと思うんです。給食センターの作られている方には申し訳ないんですが、給食センターの場合には食事が出来上がってから食べるまでの時間が長いということで、例えば麺類であれば非常に別の形で苦勞するようなことだとか、それから揚げ物については油が回ってなかなかおいしくないだとか、皆さん家庭で天ぷらは揚げだちがおいしくて、時間がたてば味が非常に落ちるといことは分かるわけですが、同じ小学校ですということの中で、こういう中学校のものと一緒に作るわけですから、小学校のものだけ遅くするというのは非常に難しいわけですが、中学校の給食についてはやはり小学生が中学校に行ったときに、まずくなったという話は私よく聞きます。

ある方から聞いた話だと、中学生がたまたま職場体験か何かよく分かりませんが、どういこと小学校に職場体験で行かれたか知りませんが、中学生が小学校に行って、そこへ行ったので小学校の給食を久しぶりに食べた。本当にうまかったという話を、後、聞いたことがあります。そういうことがありますので、今後の課題として、その辺の食事までの時間を短くするような努力を防府市の教育委員会として、ぜひやるべきではないかと思ひます。

以前に私、もうだいぶ以前なんで、今、ひょっとしたら変わつとるかもしれませんが、下松市の中学校の給食センターは、配送の車が1校に1台なので、要するに直前に持って行くことができる。下松市でありますから市の面積も狭くて、非常に輸送の時間も少ないということで、確か12時ちょっと前ぐらいに持って行かれるんだと思ひます。旧小郡町の給食センターも、確か4校を3台だったと思ひますけれども、そういう形で非常に食事までの時間が短いという形で努力されております。

今後の問題として、例えば、今、大道、西浦、富海というようなことを言われました。大道中学校は、一番、多分給食センターから遠い。そういう形であれば、例えば小学校と中学校を親子でやる、今、富海、小野はいつてみれば親子で小学校、中学校、親子方式という形でやっているわけですが、そういったことも検討したり、そのためには小さな車を1つ用意して、今、右田小学校でやっているように、そのためのまたコストはかかるかもしれませんが、このことが課題だと思ひますので、ぜひ一つ課題として受け止めていただきたいと思ひます。

それで、ちょっと具体的な、今のことは要望ということでお聞きください。

それで一つ質問ですが、今後の民間委託で職員が減るといような形で民間委託拡大するというお話でしたが、これについては何かある程度、定年退職で皆さんが辞められればそれなりの目標が立つんかもしれませんが、例えばそう定年退職で辞められるということになれば、どの時点でどうなるのか、今時点で大ざっぱなことが分かれば教えていただけませんか。

○片山学校教育課主幹 お答えいたします。

今の調理員の定年に伴いまして、令和5年度には1校委託になるのではないかと、今のところ計画でございます。その後についてはちょっと期間が空いて、令和8年、9年ぐらいにはもう1校委託というような格好になってくると、今のところの計画でございます。

○田中（健）委員 分かりました。

市のほうがそういう形で計画をつくっておりますが、保育所も給食を実施しているわけですね。保育所にも調理委員さんというか栄養士さんですかね、そういう形での配置があると思います。ちょっとその辺も考えてずっと退職不補充だけでいいのか、ある程度そういう給食調理のノウハウを持った職員が市の中におるとということも大事だろうと思うんで、ちょっとその辺もひっくるめて今後検討していただきたいということだけ要望して、この項は終わりたいと思います。

○藤村委員長 関連で、ほかの委員さん質問があればどうぞ。

委員外議員の方から発言をしたいとの申出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、委員外議員の発言を許可することに決定いたしました。

○石田委員外議員 今の民間委託の件なんですけど、これ推進計画とかもあって、行政として昔定めた方向、いつ頃これがつくられたんか分からないですけど、ずっと緊縮財政、国から地方交付税交付金とかが入ってくる額が増えていかないということを前提につくられている計画だと思うんですよね。あと教育関係予算もOECDの中じゃあ、ほんとどべから数えて2番目か3番目ぐらいでしたかね。先進国の中じゃあり得ないほど教育予算も少ないという中で、仕方ないから合成の誤謬なんでしょうけど、民間に委託してちょっとでも安くしなければという中で行政運営がされていると思うんですけど、この給食についてもそういう考えなんだろうと思うんですけど、これ、今、G7の中でも積極財政に転換

していこうじゃないかと、世界が協調してという流れもある中で、今後、教育関係予算がほかの先進国並みにちゃんと増やされた場合でも、こういう民間委託というのは継続される予定なのかどうかというのを教えてください。

○片山学校教育課主幹 今現在で、ちょっとそういった状況になるかどうかも分からないので、そこをどうしますというのはちょっと申し訳ないですが、お答えできません。

○石田委員外議員 ありがとうございます。

そう答えるしかないだろうなと思いながら、ごめんなさいね。ただ、そういう視点も持っていたきたいと、予算をちゃんと国が配分すればこの職員なんかもずっと削られ続けてきていますよね。市役所全体の公務員の数を減らすのが当たり前みたいなの。この数についても、やっぱり先進国の中じゃあ、かなり低いという状況に陥っていますので、こういうことがみんながやり続けた結果、この二十数年、25年ぐらいデフレから抜け出せない、それを促進するようなことばかりやっているからそうなる。今、されないですけど、そういう話になるわけで、国のほうがちゃんと方針変えたならば、それに沿って地方もやっぱり官から民へという流れが本当に正しいのかという視点を持って、ちゃんとしっかりと子どもたちのために本当は自校式がいいのが当たり前ですよ。地元のおばちゃんとかが作ってくれたのを私たちが子どもの頃、いただきますと言うて取りに行っていたけど、そういうのが本当は当たり前のあるべき姿だと思いますので、そのことを前提に頭の中に入れていただいた上で、今、とりあえずお金がないからこういうことをしているんだという認識のもとにやっていただきたいと思いますので、これ要望になりますけどよろしく願いいたします。

○藤村委員長 ほかにございませんか。

ここで執行部が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

教育部の皆様、お疲れさまでした。

それでは続きまして、田中委員、健康福祉部に関する質問をお願いいたします。

○田中（健）委員 手話言語条例等に関する条例の制定についてということでお尋ねします。

市の執行部が防府市手話言語等に関する条例検討委員会という形で、第1回目を6月25日、第2回目を8月6日に開催されております。私、両方の、2回の検討委員会、ほかの議員さんと一緒に傍聴させていただきました。

それでいくと、市執行部の進める方向と市聴覚障害者福祉会の考えが異なるようにお見受けいたしました。そのためであろうと思いますが、8月6日の第2回検討委員会の直後になります、市長宛に要望書が出されております。また、議会のほうにも議会懇談会の

申込みという形で、8月28日にこの教育民生委員会で御意見を伺いました。

その際には、会長さん、副会長さん、会計さん、それから監事の方、4人の役員の方が出席されて御意見を伺ったわけであります。その御意見の中身をお聞きしますと、要するに手話言語条例と情報コミュニケーション条例とを別々に制定するほうがよいのではないかというふうに私は感じたわけです。

そして、手話は言語であるということを第一に明らかにすると、市の条例もそのことをまず最初に一つの章で明らかにしてはつきり書いて、それから様々な情報伝達手段、障害のある方が様々な情報コミュニケーション手段、それについての章を次の章に書くというような形ですが、その2つの章を持ったものを、2つ合わせると基本的なところもありますからもっと章はあるんですが、それを1つにまとめるのではなくて、むしろ2つの条例にするということがよいのではないかというふうに感じたわけです。

その際、理屈的にはまず第一に手話が言語であるということを明らかにするのが最初であろうと思いますが、当該団体の方は手話言語条例は後になってもよいというようなお考えもその際にお聞きしました。最初に情報コミュニケーション条例をつくられて、その後に手話言語条例をつくられてもいいので別にさせていただきたいと、こういうお考えでありました。

そういうふうにするのが、今後の第3回以降の執行部の条例検討委員会がある意味ではスムーズに進んでいく方向ではないかというふうに、私のこれ考え方ですが感じております。そういった点で、市執行部について、今時点どういってお考えなのか、まだ簡単に結論が出る問題ではありませんけれども、分かる範囲でお答え願えればと思います。

○岡田障害福祉課長 田中議員の手話言語等に関する条例の制定についての御質問にお答えします。

条例の制定について、議員もおっしゃられていましたように、本年度は防府市手話言語等に関する条例検討委員会を設置し、6月25日に第1回目、8月6日に第2回目の検討委員会を開催いたしました。

お手元に資料をお配りしてはいますが、そちらは検討委員会で委員の皆様に配付したものです。資料1、第5次総合計画、重点プロジェクトの写し、資料2、障害者の権利に関する条約、資料3、（仮称）防府市手話言語等に関する条例概要、資料4、奈良県香芝市の条例、資料5、防府市手話言語等に関する条例についてとなります。

まず、資料1を御覧ください。

本市の最上位計画である防府市総合計画の重点プロジェクト、3、健やかな暮らしを支える福祉のまちづくりの4項目め、地域で支え合い、助け合う取組を応援します。そちら

の項目の1点目に、手話通訳、要約筆記などのコミュニケーション支援の人材育成と意思疎通支援の充実のため、手話言語等に関する条例を制定しますと掲げています。

次に、資料2、障害者の権利に関する条例を御覧ください。

障害者の権利に関する条例中、第2条、定義を抜粋しております。網かけ部分になりますけれども、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義されています。

手話もその他の形態の非音声言語も、例えば耳の聞こえない、目も見えない盲ろう者の方が使われる触手話や重度の自閉症スペクトラム障害の方が利用される絵カードなどがそちらに当たると想定されますけれども、それについても言語とされています。

次に、資料3の（仮称）防府市手話言語等に関する条例概要を御覧ください。

第1回目の検討委員会での検討項目です。

1、条例制定状況としまして、5月17日時点で全国において手話言語条例が406自治体、情報コミュニケーション条例が87自治体制定されておりますが、手話言語条例406自治体のうち60自治体は情報コミュニケーションを含んでおります。

山口県内では、平成26年度に萩市が萩市手話言語条例を制定され、平成29年に宇部市、令和元年に山口県、令和2年には周南市、山陽小野田市、今年4月に下関市が条例を制定されています。条例の内容としましては、宇部市が障害のある人へのコミュニケーション条例となっており、宇部市以外は手話言語条例となっています。

次に、2、条例制定に向けての基本方針についてです。

本市総合計画の重点プロジェクト及び障害者の権利に関する条例による言語の定義、また昨年度開催した障害のある方、御本人や御家族の方による意見聴取会での御意見を参考に条例制定に向けての基本方針とし、①手話が言語であることの位置づけ、②手話に対する理解の促進及び普及、③障害のある人の情報保障、④コミュニケーション手段の利用の促進、⑤地域共生社会を実現することを目的とする、この5点をお示ししております。

次に、3、今後のスケジュールとしまして、11月に第3回検討委員会でパブリックコメントの素案を検討し、12月にパブリックコメント、1月に第4回検討委員会で条例案を検討し、3月に市議会に上程、4月に条例施行したいと考えております。

検討委員会の中において、委員の皆様から基本方針に関する様々な御意見をいただいております。議員お示しの聴覚障害者福祉会の委員からは、基本方針③から⑤、障害のある人の情報保障、コミュニケーション手段の利用の促進、地域共生社会を実現することを目的とする、こちらについては①、②、手話が言語であることの位置づけ、手話に対する理解の促進及び普及、こちらを補うものであり、手話が言語であることが曖昧になるため含

めてほしくない。手話が言語というのは権利である。コミュニケーションは手段である。手話が言語であることが広まれば、基本方針の③から⑤の理解も深まる。手話言語とコミュニケーションを一緒にしたくない。別につくってほしいなどの御意見をいただいているところです。

しかしながら、大半の委員の皆様からは、障害者権利条約によると手話だけでなくその他の非音声言語も言語とされており、その他の非音声言語が言語であることは、手話が言語であることと同様に理解が広まっていないのが現状である。手話のみでなく、トータルとしてコミュニケーションの保証についての条例になるとよい。基本方針③から⑤のコミュニケーションをしっかりと行うことで、①、②の手話言語の理解が広まるのではないか。障害者権利条約、障害者基本法のポイントは、言語を含む意思疎通手段を選択でき、その機会を確保することであるなどの御意見を伺いました。

また、手話が言語であることが曖昧になるということは、手話言語とコミュニケーションを切り離すのではなく、一つの条例の中で個別の条項により手話が言語であることを明言化する。

また、資料4の香芝市の条例のように、別途章立てにするなどの工夫により解消できるのではとの御意見をいただきました。

次に、資料5の防府市手話言語等に関する条例についてを御覧ください。

第2回目の検討委員会での検討項目です。

(1) 防府市手話言語等に関する条例の構成については、第1回目の検討委員会での御意見を基に条例の構成のポイントとして、手話が言語であることの位置づけを明示するとともに、情報コミュニケーション手段の確保についてそれぞれ章立てとし、誰もが排除されない優しい条例とすることを条例の基本方針とし、条例骨子案をお示したところです。

検討委員会の中での御意見として、聴覚障害者福祉会の委員からは、手話が言語であることと情報コミュニケーション手段の一つに手話があることは全く別のものであり、1本の条例にすると手話が言語であることの権利が薄れるため納得できない。情報コミュニケーション手段の確保が大事なことは分かるので、その内容の条例を作成することは構わないが、その際は手話が言語であることの記載を外し、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を別々に制定してもらいたいとの御意見でした。

ほかの委員の皆様からは、手話が言語であることは大事なことであるため、手話の歴史背景等をしっかりと条文の中で説明するべきであるとの御提案を受け、また情報コミュニケーションが取りづらい障害のある人たちを別にするのではなく、誰もが安心して暮らせる地域社会であってほしい。条例の形ではなく内容が重要であり、条例の制定後にどのよ

うに社会が変わったかということのほうが重要であるなど、手話言語と情報コミュニケーションを一体として条例制定することを基本とし、その際の工夫や注意点を御指摘いただいたところです。

執行部といたしましては、障害者の権利に関する条約において、言語とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうと定義されていることと、障害者基本法において、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得、または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることと規定されていることから、市が条例を制定する際においても手話が言語であることと、情報コミュニケーション手段の確保に関する規程は不可欠であるものと考えております。

また、検討委員会の委員の皆様の貴重な御意見を参考にさせていただき、手話言語と情報コミュニケーションを一体とし、章立て等による工夫で手話が言語であることを明確にし、形ではなく内容を重視した条例になるよう制定してまいりたいと考えております。

以上、御説明申し上げます。

○田中（健）委員 今の御説明は、第2回までの中身を踏まえてのことだろうと思いますが、手話だけ特別にするという意味では、私申し上げたように聞こえたかもしれませんが、手話も含む非音声言語という形で別に条例をつくっていただければ、これは何か手話だけ特別にするという形のものにはならないんじゃないかと思えます。

そのことが1点と、それからもう一つは手話言語条例等というような形で、その「等」をつけるような形の、今、防府市手話言語等に関する条例ということで入れて、そういう名前にするというような形で、今、仮称でされておりますが、そういうような条例にするのであれば、1番の当事者であります手話を使われる方、その当事者といいますか、当事者のやっぱり反対にあうような形の条例でいいのかというふうに思います。この辺、ぜひ先ほど述べられたのが、今時点の市の考え方だろうと思うんですが、当事者抜きということちょっと行き過ぎかもしれませんが、一番の当事者が反対している形でそういう条例が出来上がるということの是非ですね。

それから手話言語だけではなくて、今、言われた触手話だとか、それから強度障害の方だとか、そういう方の非音声言語というようなものもやはり手話と一緒に位置づけて、別の条例できちっとそこを非音声言語について定めるというような方法で何かそれは連携が取れるんだろうと思いますので、ぜひそういった形で、今後検討いただきたいと。今日これ以上押し問答しても、多分同じ回答しか難しいと思いますので、内部で検討いただきたいということだけ要望しておきます。

○藤村委員長 ほかに委員の方から関連の質問があれば、よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○藤村委員長 それでは、以上で付託案件以外の質問については終了いたします。

執行部の皆様、御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

それでは、引き続き、委員の皆様には閉会中の継続調査について御協議をお願いいたします。

前回からの懸案事項として、学校教育について、文化財保存活用について、障害者福祉について、介護保険事業について、児童福祉について及び公民館についてを継続調査としておりましたが、いかがいたしましょうか。

○田中（健）委員 今日、議決事件の関係の資料を併せて示していただいております。来年の3月までにつくるものとして、環境基本計画、ごみ処理基本計画、生涯学習推進計画が上がっております。

したがって、この3つについて、所管事務の継続調査の項目に入れておいたほうが、後折に触れて当然、全協で執行部から説明もあるかもしれませんが、そのほかに委員会で質問を求めることもできると思いますので、この3つを入れたほうが機動的じゃないかと思っておりますので、それを提案します。

○藤村委員長 今、田中委員から3つの計画について、この所管事務調査に入れてはいいかという御提案がありました。いかがいたしましょうか。

○和田委員 なかなか個別に一つ、二つの問題だけ取り上げて委員会を開催したりとかいうことは非常に難しいと思うので、私は間口はやっぱりちょっと広げておいたほうがいいのかなという思いがしております。したがって、今、田中委員がおっしゃられたことに同意いたします。

○藤村委員長 ほかにございませんか。はい。ではこの計画自体を3つプラスしましょうか。（発言する者あり）それか何か、例えば今あるものにちょっと付け加えにくいですかね。

○田中（健）委員 生涯学習全般にしたり、環境にしたほうがいいのか。ごみ処理にしたほうがいいのか、ちょっと分かりませんが。

○藤村委員長 じゃあ、この計画にするのか、それか全般にするのかということ。

○河杉委員 計画というよりも、ある程度例えば行政についてとか、そういった例えばごみ処理についてとかというような形で、全般にしたらいいのが様々な角度から何かあったときに、じゃあちょっと所管事務開いてよというような形で話ができると思うんです。ですから、それである程度統括できると思うんですよね。だから、子ども子育て支援事業等

についても、そういった子ども行政についてとかそういった形で取り組んでおけば、ある程度統括できるのかなど。その他の事案についてもいわゆる調査できるよね、という形のほうがいい。

○藤村委員長 いかがいたしましょうか。それでいいですか。はい。

ちょっと名前はじゃあ、今、決めなくてもいいですか。名前というか。

○田中（健）委員 その計画をのけた形で。

○藤村委員長 のけた形で、はい。環境について。ごみ処理について、はい、分かりました。

それでは改めまして、学校教育について、文化財保存活用について、障害者福祉について、介護保険事業について、児童福祉について、公民館について、そして、環境について、ごみ処理について、生涯学習についてを、子ども子育ては令和8年ですよね。子ども子育てについては令和8年なので、（発言する者あり）はい、まずはこの3つについて、当委員会の調査事項として、閉会中も調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤村委員長 御異議ないものと認めます。よって、防府市議会会議規則第108条に基づき、議長に申入れをいたします。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。

皆様大変お疲れさまでした。台風にお気をつけてお帰りください。

午前11時15分 閉会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年9月17日

防府市議会教育民生委員長 藤村 こずえ